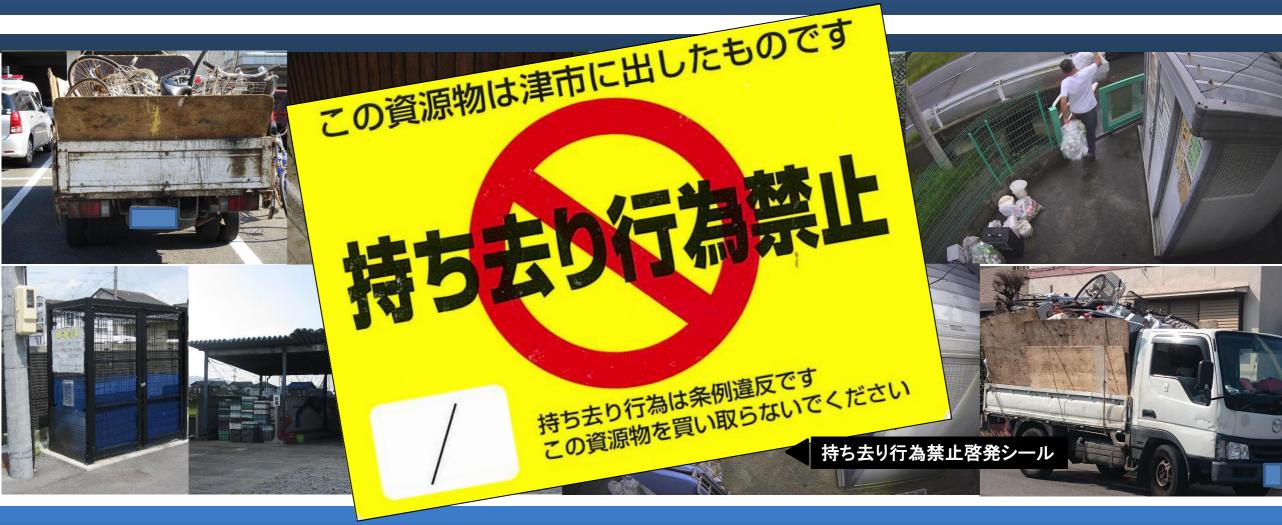
## 市条例に基づき

# 資源物持ち去り行為を取り締まる!

ー 令和3年度 資源物持ち去り防止対策 ー



環境部 環境政策課

## 資源物持ち去り問題

### 【資源物持ち去り行為とは】

▶ 家庭からごみ一時集積所に分別排出された資源物を、許可なく無断で持ち去る行為 もともと、ちり紙交換など民間事業として行われてきた古紙等の回収が、再生資源価格の低落によって「逆有償」(資源を売るのではなく、逆に問屋メーカー等に費用を支払うこと)になったために、ごみとして大量に排出される状況になった。そのため、ごみ減量の観点から行政が資源回収(行政回収)に乗り出したところ、「資源ごみ」は再び価格が上昇し「有価物」となったためにこれを持ち去る者が出てきた。

### 【全国的に資源物持ち去り行為が増加】

- ▶ 平成17年頃から、北京オリンピックの開催を控えた中国の経済成長を背景に、古紙等の再生資源価格が高騰したことに伴い、資源物の持ち去り行為が、全国的に組織的かつ大規模に行われるようになった。
- ▶ 平成20年のリーマンショックで、再生資源価格は一時急落したものの、その後、再び上昇し、資源物の持ち去り行為が増加した。

### 【津市における資源物持ち去り行為】

- ▶ 津市においても、平成19年頃から、市民からの、資源物の持ち去り行為に関する苦情や相談が増加した。
  - 持ち去り行為者による威圧的な態度、車両での暴走行為に対する不安など

## 資源物持ち去り問題

資源物が、ごみ一時集 積所から許可なく無断で 持ち去られることにより



- ◆ 持ち去り行為者の威圧的な態度や暴走行為による脅威、集積所のごみの散らかし
- ◆ リサイクル推進には市民の協力が不可欠な中、市民の分別協力意識の低下
- ◆ 廃棄物処理法違反取引や、山林、河川、海岸等への不法投棄の懸念
- ◆ 有価額に応じ、市の資源物売払い収入の減少

## 津市のこれまでの対策

## 津市における資源物持ち去り行為防止対策

目 的

- 市民の安全・安心なごみ出し環境の保全(社会秩序の維持)
- 市民の分別協力意識低下の防止(市民の協力による循環型社会形成の推進)
- 不法投棄など廃棄物処理法違反の未然防止(一般廃棄物に係る市の統括的責任)
- 資源物売払い収入としての経済的損失を阻止(市歳入の確保)

### パトロール

### 平成19年度

○市職員による不定期パトロールを実施( ➡ 持ち去り行為収まらず)

### 平成23年度

- ○「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を一部改正
  - 持ち去り行為者に禁止命令・禁止命令違反者には罰金を科す
- ○市職員による市条例に基づく不定期パトロールを実施( ➡ 持ち去り行為収まらず)

### 平成26年度

〇市職員のパトロールを強化(H27.1~)(津地域で毎資源排出日に実施)

### 平成27年度

- 〇市職員のパトロールの他、自治会委託のパトロールを試行(H27.7~H28.3)
  - •目的:「地域住民と問題点を共有し解決策を共に考える」

### 平成28年度~令和2年度

〇市職員のパトロールの他、自治会委託のパトロールを本格実施(H28.4~)

### その他の対策

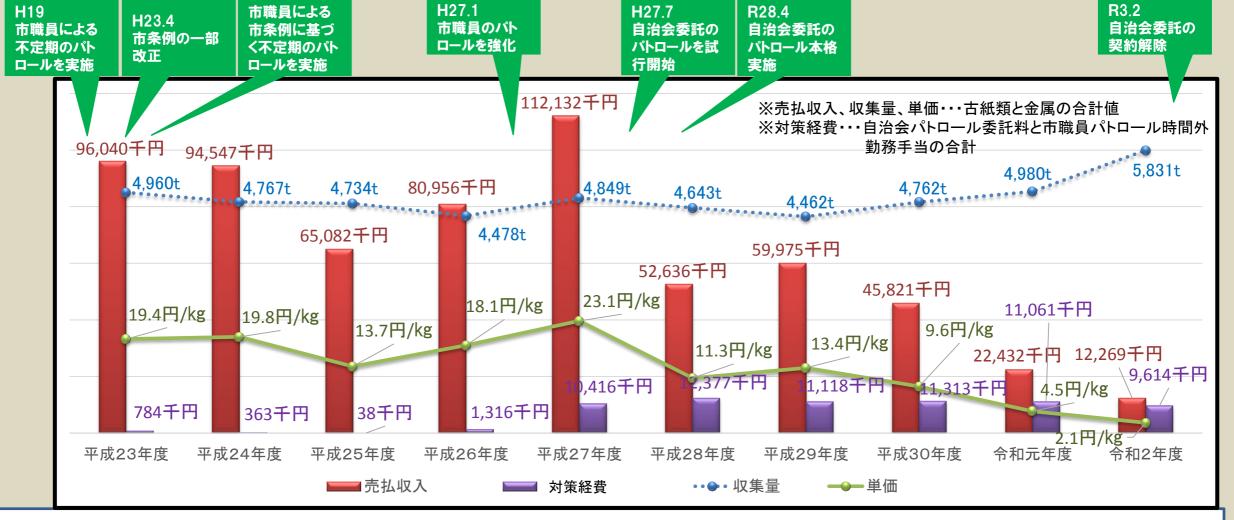
- ▶ 持ち去り禁止の周知看板(多言 語)をごみ一時集積所へ設置
- ▶ ごみ一時集積所の施錠を促進 (自治会へ鍵を無料配付)
- ▶ 資源物収集日の前日夜でなく、 当日朝出しを啓発
- ▶ 資源物搬出について、エコ・ステ ーションの利用を促進
- ▶ リサイクル資源回収活動報奨金 による集団回収の促進
- ▶ 持ち去り行為者から資源物を買 い取らないよう、資源物取扱い業 者へ依頼

など

★ 近隣他市の状況 事例1:資源ごみ回収は集団回収のみで市収入がないため、市の経済的損失の阻止ではなく、市民の不安解消を目的として民間にパトロールを委託 事例2:市民の「怖い」という声を「安心」に変えるために民間にパトロールを委託。経済的損失からみる費用対効果のみの判断でない

## 資源物(古紙類・金属)取扱状況とパトロールの状況①

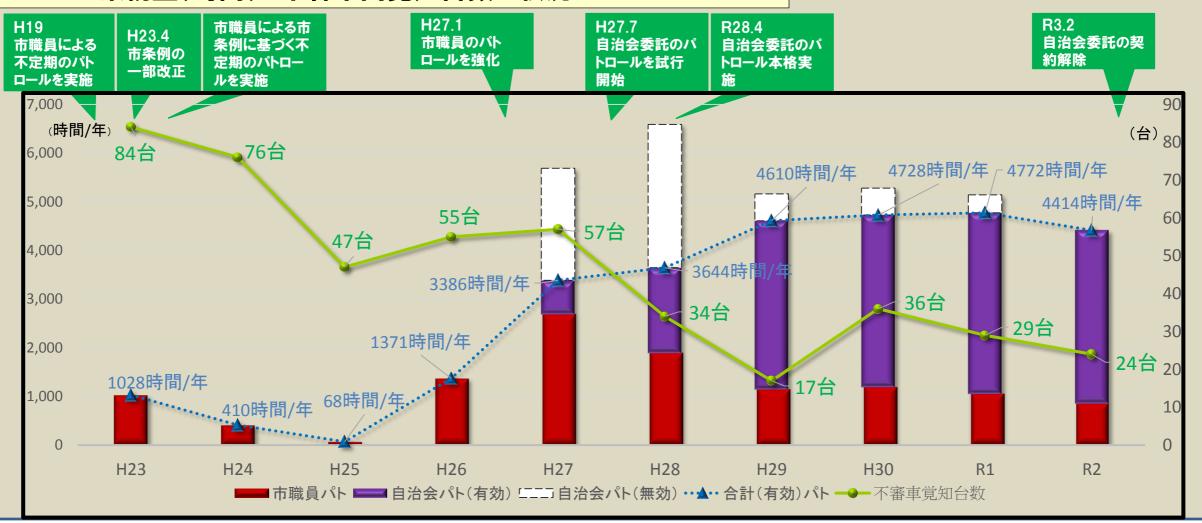
## 資源物(古紙類・金属)の収集量及び売払収入とパトロール経費の状況



- 収集量は、H23の4,960tからR1の4,980tまで、平均値4,737tでほぼ横ばいに推移し、R2は5,831tとなり、それまでの平均値よりも1,094t増加している。
- 売払収入は、単価の変動に概ね比例し、H23からH27までは平均値89,751千円で推移し、H28以降は、単価変動に伴い、H30までは平均値52,811千円で減少して推移した後、R1は22,432千円、R2は12,269千円と、単価の急落に伴い激減している。
- 〇 対策(パトロール)経費は、市職員強化及び自治会委託を開始したH27以降R2までの間、平均値10,983千円で推移し、各年度、売払収入を下回っているものの、その差は年々縮まり、R2は2,655千円(12,269千円-9,614千円)の差となった。

## 資源物(古紙類・金属)取扱状況とパトロールの状況②

### パトロール業務量(時間)と不審車両覚知台数の状況



- パトロールの実施は、H23の1,028時間/年からH25の68時間/年まで減少し、その後H26に1,371時間/年、H27に3,386時間/年、H28に3,644時間/年と増加した後、H29以降R2までは、平均値4.631時間/年でほぼ横ばいに推移している。(自治会委託は、令和3年2月12日付けで契約解除)
- 自治会委託を開始したH27以降のパトロールは、自治会委託パトロールの実施に伴い、年々、市職員のパトロールを減少している。
- 不審車覚知台数は、自治会委託パトロールの実施等、パトロールを強化しはじめたH27までは、H23の84台からH27の57台まで、若干減少傾向ではあるものの平均値64台と高止まりしていたが、パトロール強化後のH28以降は減少し、H28の34台からR2の24台まで、平均値28台で推移している。

## 自治会委託パトロールに関する疑義への対応(R2.9~)

- 令和2年9月・受託自治会に係る様々な疑惑がSNS情報で報じられた
  - 市議会決算特別委員会で受託自治会に係る様々な疑義について指摘を受けた
  - 10月・市長が市職員に対し当該自治会に係る様々な疑義に関する報告を指示
  - 12月 ・ 市議会本会議で当該自治会に係る疑義について改めて指摘を受けた
    - ・庁内に津市自治会問題に関する調査チームを設置
- **令和3年 1月**・令和3年度の資源物持ち去り対策について検討
  - - ◆ 持ち去り行為の発生状況や資源物売払い価格の動向等を踏まえると共に、市議会、その他 多方面から様々な疑義の指摘を受けた自治会委託パトロールの手法に固執することなく、 現状に即した新たな対策へシフト(巡回監視パトロール→取り締まりへ)することを政策判断
    - ◆ 新たな対策として、市条例に基づく「取り締まり」を強化することとし、「資源物持ち去り防止 取り締まり支援業務委託料」を令和3年度予算に計上 (※具体は、本資料P10~P13)
  - 2月・市の調査により、当該自治会長に補助金を詐取されたとして、警察に告訴
    - ・受注者に刑罰法令違反事案が生じたため、令和2年度自治会委託パトロール契約を解除
  - 5月・津市自治会問題に関する調査チームから最終報告書が提出され、様々な不適正事案を報告

## ※ 津市自治会問題に関する調査結果等により判明したこと(パトロール)

- 1 自治会活動での受託ではなく、元自治会長の個人事業として受託
- 2 契約仕様違反
- (1) 1車当り2人乗車であるべきところ1人しか乗車していなかった
- (2) 自治会活動のパトロール車両へ市職員が乗車させられていた

## 令和3年6月22日

不法行為に対し損害賠償請求 委託料支払い総額52,845,015円に対し 損益相殺後の損害額29,125,637円 及び遅延損害金の支払いを 元相生町自治会長個人に請求

## 従来の持ち去り行為防止対策(パトロール)の考察①

### 1 従来の持ち去り行為防止パトロールの内容

- (1) 市職員及び市民(自治会員)が、資源物(古紙類及び金属ごみ)の排出日の前日夜間及び当日早朝に実施
- (2) 実施区域は、パトロールを効率的に実施するために、全市域のうち、次の持ち去りされやすい区域に絞り込んで実施
  - ア 全市域の6割近い世帯が集中し、市街地が多い津地域:市職員によりパトロール(ただし、自治会委託エリアを除く)
  - イ 津地域のうち、特に世帯が密集し、排出密度が高く(津市全域の11.2倍)、網掛けや路地置き等で施錠が困難なごみ 一時集積所が多い区域(5エリア): 自治会委託によりパトロール

(※5エリア:①敬和、②養正、③育生・修成の一部、④修成・南が丘の一部、⑤北立誠・南立誠)

#### ○各パトロールエリアの資源物排出量等の状況

※ 世帯数は、令和2年3月31日現在

| 区分   | 世帯数①               | 資源物排出量 ②          | エリア面積 ③           | 排出密度(②/③)    |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 津市全域 | 127,004 世帯(100.0%) | 6,880 t/年(100.0%) | 711.11km (100.0%) | 9.7 t/年·k㎡   |
| 津地域  | 73,393 世帯(57.8%)   | 3,439 t/年(50.0%)  | 101.89km ( 14.3%) | 33.8 t/年·k㎡  |
| 5エリア | 22,781 世帯(17.9%)   | 1,121 t/年( 16.3%) | 10.31km ( 1.4%)   | 108.7 t/年·k㎡ |

〔津市全域と比較した5エリアの排出密度の割合 : 11.2倍(=108.7 t/年・km² / 9.7 t/年・km²)〕



- (3) 各ごみ一時集積所の巡回監視・資源物の排出状況の確認、現認した持ち去り行為の記録・通報連絡
- (4) 古紙類(新聞・雑誌)は、定時収集されるまでの時間帯に持ち去られないよう、パトロールの際に可能な限り事前収集
- | (5)| 金属ごみには、ごみ一時集積所に出されたものであることが判るように「持ち去り禁止シール」を貼付
- (6) パトロール業務量(令和元年度実績)
  - ・市職員によるパトロール : 約180回/年(約15回/月×12月)、延べ約270台(約540人)、時間外勤務手当 約150万円/年
  - •自治会によるパトロール : 360回/年(3日/月×2回(夜·朝)×5地区×12月)、延べ600台(1200人)、委託料 約950万円/年

## 従来の持ち去り行為防止対策(パトロール)の考察②

### 2 従来の持ち去り行為防止パトロールの効果と課題・問題

### (1) 効果

▶ 持ち去り行為の抑制に即効性

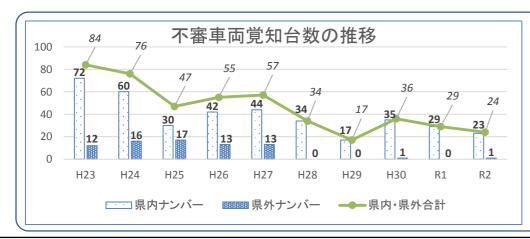
現場を巡回監視し、居合わせた持ち去り行為者に対し、その存在等により、直接的に行為者の持ち去り行為を抑制できる点において、ごみ一時集積所の整備(施錠)やごみの朝出しの啓発等、他の対策に比べ即効性がある。

- ▶ 機動的な監視が可能
  - いつ、どの集積所に現れるかわからない神出鬼没な持ち去り行為者に対し、状況等に合わせて柔軟に巡回監視することができる。
- ▶ 面的・広域的な対策が可能
  - パトロール車両を複数台巡回させることにより、地域のごみ一時集積所を面的・広域的に監視することができる。

### ★ 持ち去り行為の無秩序な増加を抑制

持ち去り行為を放置しておくと、「津市は持ち去りしやすい地域」として持ち去り行為者の仲間内で情報が拡散し、これにより市外、 県外からも資源物を持ち去ろうとする輩が津市に群がり集結してくる(過去に市職員が取り締まった持ち去り行為者の証言)」ことに 繋がる。

そうした中、持ち去りされやすい市街地を中心に定期パトロールを継続実施してきたことにより、**持ち去り行為を無くすには至っていないものの、一定件数に留まっており、特に県外ナンバーの不審車両が激減するなど、無秩序な増加は抑制できている**。



#### <不審車両の覚知台数について>

定期パトロールを本格実施する以前は、平成23年度の84台から平成27年度の57台まで、若 干減少傾向ではあるものの高く推移していたが、定期パトロールを本格開始して以降は、平成28 年度の34台から令和2年度の24台まで、従前に比べ、一定件数に留まっている。

特に、県外ナンバーの不審車両については、平成27年度までは年間平均で約14台覚知されていたが、平成28年度以降は殆ど覚知されておらず、これは、資源物価格が下がった影響もあると考えられるが、定期的に巡回監視している津市には、遠方からわざわざ持ち去りには来ないものであると分析する。

(※ 不審車両覚知台数: 市民の目撃情報等により車両ナンバーを特定した不審車両の台数)

## 従来の持ち去り行為防止対策(パトロール)の考察③

### 2 従来の持ち去り行為防止パトロールの効果と課題・問題

#### (2) 課題・問題

▶ パトロールにより持ち去り行為を抑制するには、応分の負担が伴うこと

機動的かつ面的・広域的な対策が可能であるパトロールは、一方で、いつ、どこに現れるかもわからない神出鬼没な持ち去り行為者から、より確実に資源物を守るためには、より多くのパトロール車両で、一定の頻度を保ち、より広範囲にパトロールすることが必要となり、持ち去り行為が深夜・早朝に行われることからも、一定強度を保ったパトロールの継続実施には、応分の経費と労力を伴う。
※ 平成28年度~令和2年度のパトロールに要した平均経費実績:約1,100万円/年(自治会委託料及び市職員時間外勤務手当)

- ▶ 持ち去り行為者への禁止命令等は、市職員以外のパトロール受託者ではできないこと
  - パトロールは、巡回監視することでその現場を持ち去りしにくい環境とする点において、追い払い効果や抑止効果がある。しかし、その効果は、その時、その場所での一過性のものでもあるため、効果を維持させるためには一定強度を継続して保つ必要がある。 当該持ち去り行為者に再び同行為をさせないようにするためには、市条例に基づく禁止命令等の発出が効果的であるが、これは、市 職員以外のパトロール受託者では行うことができない。
- ▶ 資源物単価の下落による市の売払い収入が激減したこと

資源物持ち去り防止対策の主な実施目的は、市民の安全・安心なごみ出し環境の保全や分別協力意識低下の防止等であり、市の資源物売払い収入に係る経済的損失の阻止だけが目的ではない。しかし、そうした中においても、令和元年度から令和2年度にかけて、資源物の取り扱い単価が下落し、市の売払い収入が激減したことにより、平成27年度当時、1億1,213万円あった資源物売払い収入が、令和元年度には、80%減の2,243万円となり、パトロールに要する平均経費の1,100万円に近似する状況となったことは、従来の施策を今後も継続するかどうかなど、持ち去り防止対策の方法について検討を要する状況となった。

#### ▶ 自治会問題

受託自治会に係る疑惑がSNS情報で報じられ、市議会、その他多方面から様々な疑義について指摘を受ける状況となり、市民が自治会委託パトロールの実施に疑念を抱く中、市が、その是非についての説明責任を果たさないままに継続実施することについては、到底、市民の理解を得ることは困難である。

※ その後、庁内に設置した津市自治会問題に関する調査チームの調査等により、元自治会長に関する多くの不正事案が明らかにされ、補助金の詐取について市が告訴し、逮捕、起訴され、7月26日現在公判中。その他不正事案を含め、市は、騙取された公金について、同人に対し損害賠償請求を行った。

## 令和3年度 現状に即した対策へのシフト

持ち去り行為の発生状況や資源物売払い価格の動向等を踏まえ、市議会等から様々な疑義の指摘を受けた自治会委託のパトロール(※その後、不法行為であったことが令和3年6月に判明)を見直し、現状に即した新たな対策へシフトする

#### 【現状】

- ▶ 資源物単価は急落するも、持ち去り行為は依然として横行
- ▶ 市民の安全なごみ出し環境の保全等のため、今後も対策は必要
- ▶ 持ち去り行為者数は減少し、特定の者による常習化の傾向
- ▶ 自治会委託パトロールに対し、市議会等他方面から様々な疑義有り



### 【新たな対策】

絞り込んだ特定の持ち去り 行為者をスポット的に確実に 取り締まる。(市条例に基づく 「取締り」の強化)

### 令和3年度は、市職員による取り締まりを強化

- 〇 市民からの目撃情報と事前の情報収集をもとに、持ち去り行為を予測
- 〇 日時と場所を不定期、不特定に絞り込んで実施
- 1回の取り締まりにかける人員を集中して実施
- 〇 持ち去り行為者に対して禁止命令等の行政処分を行う
- つ 禁止命令違反者を警察署に告発する

- ※ 不特定かつ多数の持ち去り行為者に対しては、資源物 を「守る」巡回監視パトロールが有効
- ※ 常習化した少数の特定行為者に対しては、ターゲットを 絞り込んだ「取り締まり」が有効

#### 令和3年5月18日(火)19時頃撮影



- 〇地域自治会長から 情報提供があり、市職 員がごみ一時集積所 で待機
- 〇金属ごみを車両に 積み込んだ行為を確 認して市職員が確保 〇6月11日禁止命令 書を交付

#### 令和3年6月16日(水)5時50分頃撮影



- 〇市民の通報により情報収集のため市職員が待機 〇ごみ一時集積所から半袖半ズボンの男性(ふくらはぎに入れ墨)が金属ごみを持ち去る
- 〇持ち去り行為の前後刻 に、地域住民がごみ出しして おり接触の危険あり

## 従来パトロールと取り締まり強化との比較

### 従来の持ち去り行為防止パトロール

不特定多数の持ち去り行為者から広範囲に資源物を守る

### メリット

- 〇広範囲に監視ができる
- ○現場で遭遇した持ち去り行為者に対し抑止効果がある

### デメリット

- ○労力と費用の負担が大きい
- ○持ち去り行為者の行動や心理に対する抑止効果が低い
- ○目の前の持ち去り行為を取り締まりしにくい

### 取り締まりの強化

絞り込んだ特定の持ち去り行為者をスポット的に取り締まる

### メリット

- ○持ち去り行為者の行動や心理に対する抑止効果が高い
- 〇より確実に持ち去り行為を抑止できる
- ○費用を抑えることができる

### デメリット

- ○広範囲な監視には不向き
- ○持ち去り行為者との接触リスクを伴う

### 市職員業務と委託業務の関係性の比較

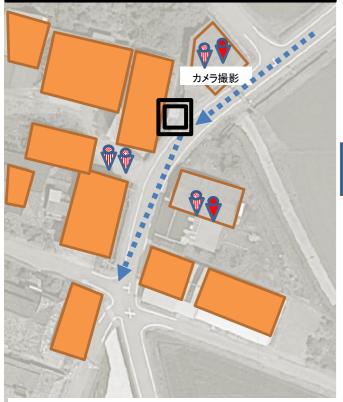
|      | 市職員           | <b>働</b> 委託(自治会)           |
|------|---------------|----------------------------|
| 目的   | 資源物を守る        | 資源物を守る                     |
| 対象地域 | 自治会委託以外の地域    | 5地区(敬和、養正、育生、<br>修成、北·南立誠) |
| 回数   | 月15回程度        | 月30回                       |
| 費用   | 時間外手当年間約150万円 | 委託料年間約950万円                |

| 士啦吕                     |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 市職員補                    | 委託(警備会社)                |
| 持ち去り行為者の取り締まり           | 市職員の補助                  |
| 津市全域(※目撃情報のある地<br>域で実施) | 津市全域(※目撃情報の<br>ある地域で実施) |
| 回数を絞って実施                | 回数を絞って実施                |
| 時間外手当年間約50万円            | 委託料年間約190万円             |

## 資源物持ち去り行為に対する取り締まり

#### 取り締まり時の具体例

#### ① ごみ一時集積所で待機



【市職員及び警備会社職員が待機】 事前の情報収集により、持ち去り行為 者の行動パターンを予測し、頻繁に持ち 去り行為が行われているごみ一時集積 所の周辺に、市職員及び警備会社職員 が待機。(民家の小屋等に隠れて待機)

#### ② 持ち去り行為者が来た



#### 【取り締まり】

持ち去り行為者が予測どおり出現し、ご み一時集積所の資源ごみを持ち去る行 為が行われた瞬間を確認し、持ち去り 行為者の確保に向かう。

#### ③ 持ち去り行為者を確保



#### 【取り締まり】

持ち去り行為者が乗車してきた車両に資源ごみを積込むのを確認した後、2回目の行為に及ぼうとした瞬間に確保。



## 資源物持ち去り行為取り締まり支援業務

| 委託業務名 | 令和3年度 資源物持ち去り行為取り締まり支援業務 (令和3年度予算 1,936,000円)  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 業務地域  | 津市全域を対象(目撃情報や事前調査で取締りポイントを特定)  |  |  |  |
| 業務目的  | 市職員が行う資源物持ち去り行為者に対する取り締まり業務の補助・支援  |  |  |  |
| 業務内容  | ①取り締まり補助業務・・・市職員と共に持ち去り行為を制止、持ち去り行為の記録(映像、写真等)   |  |  |  |
|       | ②情報収集業務・・・持ち去り行為者に関する使用車両等の情報収集  |  |  |  |
| 業務実施日 | 市民の目撃情報や事前調査により、持ち去り行為が行われる日時・場所を予測し、ポイントを特定して実施   |  |  |  |
| 業務実施日 | 金属ごみ・資源ごみの収集日前日 午後6時から午後9時までの3時間<br>金属ごみ・資源ごみの収集日当日 午前6時から午前9時までの3時間<br>※目撃情報等により柔軟に対応<br>例:夏場は持ち去り行為者の活動が早いので、収集日当日は午前5時から開始するなど      |  |  |  |
| 業務体制  | ①取り締まり補助業務・・・1車両2名の乗車とし、車両2台・人員4名の2班体制でごみ一時集積所で待機<br>②情報収集業務・・・1車両2名の乗車とし、1台はごみ一時集積所で待機・確認、1台は情報収集                                     |  |  |  |
| 装備品   | ア 公安委員会で施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(警備業第1号)の認定を受けた各社で指定された制服を着用<br>イ 従事者は、本業務に必要とされる装備品(録画機能を有する機器(ビデオカメラなど)、携帯電話機、懐中電灯、筆記具等の事務用品など)を携帯 |  |  |  |

| 今後の予定 |      |                                     |
|-------|------|-------------------------------------|
| 時期    | 8月中旬 | 8月下旬以降、年度末まで                        |
| 内容    | 入札   | 市職員及び警備会社により、不定期かつ場所不特定で、取り締まり業務を実施 |